

## 島根県地域生活定着支援センターの業務

平成25年2月26日(火)

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

人そだて 人ともに 人くらす わが島根づくり

### 1. 地域生活定着支援センターとは

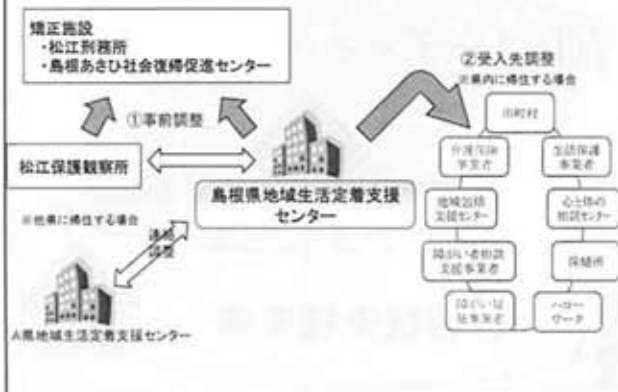
矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給・福祉事業所への入所等)につなげる準備を行う。

各都道府県に1か所設置されている。

※北海道は札幌・釧路の2か所



### 2. 地域生活定着支援センターの概要



### 3. 島根県地域生活定着支援センターの開設

- (1) 設置者 島根県
- (2) 運営 島根県社会福祉協議会
- (3) 開設日 平成22年4月1日
- (4) 開所時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分
- (5) 職員体制 職員6名  
(専任3名、兼任2名)

### 4. 全国のセンターの運営主体(平成24年度)

区 別	箇所数
社会福祉法人(施設経営)	17
社会福祉事業団(施設経営)	7
社会福祉協議会	9
NPO法人(施設経営含む)	6
社会福祉士会	8
県(直営)	1
合 計	48

※各都道府県に1か所設置  
(北海道は札幌・釧路の2か所)

### 5. 福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状



平成18年法務省特別調査

(1) 親族等の受入がない満期釈放が約7,200人。  
→その内、高齢や障害により自立が困難な者は約1,000人。

平成19年犯罪白書

(2) 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後。

平成18年法務省特別調査

(3) 調査対象受刑者27,024人のうち、知的障害者または疑いのある者が410名いた。

⇒その内、犯罪動機が「困窮・生活苦」であったものは36.8%。

⇒また、療育手帳所持者は26名。



### 6. 再犯のサイクル

刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぐ支援ができていない。

刑務所  
(再入所)

住居の確保、収入の確保、福祉サービス、就労等の確保ができないまま出所。

地域で生活ができない  
・住む場所がない。  
・仕事がない。  
・お金が無い。  
・相談する人がいない。  
(孤立・社会的排除)



### 7. 地域生活定着支援センターの業務

(1) コーディネート業務

(2) フォローアップ業務

(3) 相談支援業務

### 7. 地域生活定着支援センターの業務

#### (1) コーディネート業務

##### ① 対象者

##### 特別調整対象者の方

※次の6項目を満たす人

- 1 高齢であり、または身体・知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体・知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全で自立した生活を営む上で、関係機関による福祉サービスを受ける必要が認められること。

4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。

5 特別調整の対象となることを希望していること。

6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

※帰る住居がある場合は「一般調整」となる



### 7. 地域生活定着支援センターの業務

#### (1) コーディネート業務

##### ① 対象者

特別調整対象者の方

##### ② 内容

- ・面談による福祉サービスのニーズ確認
- ・受け入れ施設の調整
- ・手帳取得やサービス利用、年金受給等の申請
- ・地域個別支援調整会議の開催

など

### 7. 地域生活定着支援センターの業務

#### (2) フォローアップ業務

##### ① 対象者

コーディネート業務の対象者

1 コーディネート業務により、県内の福祉施設等を利用している人

##### ② 内容

- ・利用施設訪問による状況確認
- ・受け入れ施設等に対する必要な助言

など

### 7. 地域生活定着支援センターの業務

#### (3) 相談支援業務

##### ① 対象者

矯正施設を出所した高齢・障害者

##### ② 内容

- ・助言その他必要な支援
- ※本人や家族、関係者からの相談による

### 8. 島根県地域生活定着支援センター支援実績

(平成22年4月～平成24年12月末)

相談支援業務	57件	① 面談による福祉サービスのニーズ確認 ② 受け入れ施設の調整 ③ 手帳取得やサービス利用、年金受給等の申請 ④ 地域個別支援調整会議の開催	フォローアップ業務	14件	① コーディネート業務により、県内の福祉施設等を利用している人 ② 利用施設訪問による状況確認 ③ 受け入れ施設等に対する必要な助言
相談支援業務	6件	① 面談による福祉サービスのニーズ確認 ② 受け入れ施設の調整 ③ 手帳取得やサービス利用、年金受給等の申請 ④ 地域個別支援調整会議の開催	フォローアップ業務	1件	① コーディネート業務により、県内の福祉施設等を利用している人 ② 利用施設訪問による状況確認 ③ 受け入れ施設等に対する必要な助言

相談内容	件数	相談内容
本人	9件	○ 相談に関するもの 等
保護士	6件	○ 出所中における施設サービス等に関するもの 等
地方自治体	3件	○ 施設者・関係人等に関する支援について
矯正施設	1件	○ サービス向上に関するもの 等
相談支援業務	3件	○ 入所中や仮釈放中の支援に関するもの 等
相談支援業務	4件	○ 施設等に与える負の影響等に関するもの 等
職 業	2件	○ 施設入所・施設内生活に関するもの 等
その他 (NABE)	2件	○ 出所後の施設サービス等に関するもの 等

#### (1) 支援対象者の障害種別等



※知的又は精神障害のある支援対象者は39名(59%)

#### (2) 罪名

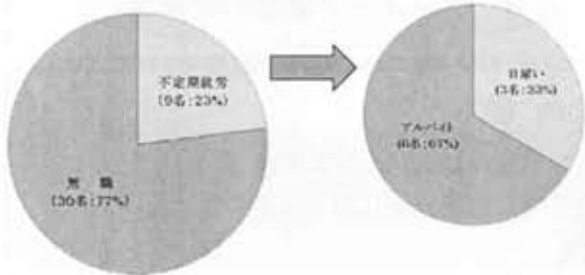
罪 名	犯罪件数 (数)	比率 (%)
窃盗《万引き(弁当・酒・現金等)・置引き(現金・キャッシュカード等)》	30	76.9
常習累犯窃盗(万引き(弁当・酒等))	4	10.2
強盗・強盗未遂・銃砲刀剣類所持等取締法違反	2	5.1
覚醒剤取締法違反	1	2.6
殺人未遂	1	2.6
殺人未遂・銃砲刀剣類所持等取締法違反	1	2.6
合 計	39	100.0

窃盗に関するもの 34件(87.1%)

(3)障害のある対象者の入所度数

平均 2.6入(1入~13入)

(4)逮捕時の就労状況



(5)障害者手帳の取得状況



(6)地域定着率(県内帰住者)

